

## 平成 27 年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるためこの交付金を交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、市町村が行なう事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 交付の対象とする事業（以下「交付事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される「平成 27 年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成 27 年 9 月 11 日府子本第 277 号）別紙「平成 27 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱」に定める以下の事業とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 一時預かり事業
- (11) 地域子育て支援拠点事業
- (12) 病児保育事業
- (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(交付額の算出方法等)

第 3 条 交付額は、別表の第 2 欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の

額を選定する。

(2) 前号により選定された額に3分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による別紙第2号様式の提出期日は平成27年11月30日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 平成27年度神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)

(2) 平成27年度神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(3) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)

(4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認められた資料

3 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 交付事業の内容又は交付事業の経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない

(2) 前号に関わらず、別紙第2号様式の別表1又は第3号様式の別表3における「特定分」及び「一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 交付金事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 交付金により取得し、または効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄し

てはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、別紙第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事は報告があった場合には、当概仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかななければならない。

- (10) 市町村が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第1号から第9号までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、第1号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号中「知事」とあるのは「市町村長」と、第6号及び第8号中「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

（変更交付申請・変更の承認）

第6条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙第3号様式により、別に定める日までに行うものとする。

- 2 前条第1号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、別紙第4号様式に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通

知を受理した日から 15 日を経過した日までとする。

(交付金の概算払い)

第 8 条 知事は、必要があると認める場合においては、執行計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(状況報告)

第 9 条 市町村長は、規則第 10 条の規定に基づき、本事業の状況報告を求められた場合は、速やかに、別紙第 5 号様式を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、別紙第 6 号様式に次の書類を添えて、平成 28 年 4 月 10 日（第 6 条第 3 号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）までに行わなければならない。

(1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表 4）

(2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表 2）

(3) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の決算（見込）額を備考欄に明記すること。）

(4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認められた資料

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 11 条 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙第 7 号様式により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、交付事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(額の確定)

第 12 条 知事は、第 10 条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、交付事業の実施結果が交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定する。

(交付金の返還)

第 13 条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還するこ

とを命ずる。

(実施細目)

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、交付金交付等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 12 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
利用者 支援事 業 (別添 1)	利用者 支援事 業	<p>1 基本型            1 か所当たり年額            6,732,000円</p> <p>2 特定型            1 か所当たり年額            2,639,000円</p> <p>※ 特定型については、以下のいずれかの要件を満たす市町村 が実施する施設であること。</p> <p>ただし、1 市町村当たりのか所数は、平成25年10月1日又 は平成26年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して 得られた数のうち、いずれか多い方を上限とする。(1万人未 満切上げ)</p> <p>ア 市町村内の認可保育所の平成25年10月1日又は平成26年10 月1日時点での定員充足率が市町村内全体で100%以上であ ること</p> <p>イ 市町村内に認可保育所が100以上あること</p> <p>ウ 旧児童福祉法56条の8第1項に規定する特定市町村であ ること</p> <p>3 母子保健型</p> <p>(1) 保健師等専門職員を専任により配置する場合</p> <p>ア 保健師等専門職員を1名配置する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 市町村当たり            8,481,000円</p> <p>イ 保健師等専門職員を2名配置する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 市町村当たり            14,826,000円</p> <p>ウ 保健師等専門職員を3名以上配置する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 市町村当たり            21,138,000円</p> <p>(2) 保健師等専門職員を兼任により配置する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">1 市町村当たり            4,046,000円</p> <p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が 従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や 補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>4 開設準備経費(改修費等)</p> <p>(1) 基本型及び特定型            1 か所当たり            4,000,000円</p> <p>(2) 母子保健型                    1 市町村当たり            4,000,000円</p> <p>※(1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。</p>	利用者支援 事業の実施 に必要な経 費	<p>県</p> <p>1/3</p> <p>(国)</p> <p>1/3</p> <p>(市町村)</p> <p>1/3</p>

延長保育事業  
(別添2)

延長保育事業

1 一般型

(1) 保育短時間認定 (在籍児童1人当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員20人以上 (※))

延長時間区分	
1時間	17,200円
2時間	34,400円
3時間	51,600円

※ 事業所内保育事業 (定員20人以上) については、上記単価を基本として内閣総理大臣が必要と認めた額とする。

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,300円	25,700円
3時間	30,500円	38,600円

ウ 事業所内保育事業 (定員19人以下)

延長時間区分	
1時間	9,400円
2時間	18,700円
3時間	28,100円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64,400円
2時間	128,700円
3時間	193,100円

(2) 保育標準時間認定 (1事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2～3時間	2,166,000円
4～5時間	4,624,000円
6時間以上	5,382,000円

延長保育事業の実施に必要な経費

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自 園 調 理 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,045,300円	1,034,000円	944,000円
	2～3時間	1,311,000円	1,282,000円	1,192,000円
	4～5時間	3,546,000円	3,496,000円	3,359,000円
	6時間以上	4,082,000円	4,009,000円	3,872,000円
そ の 他 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円
	4～5時間	2,953,000円	2,902,000円	2,766,000円
	6時間以上	3,289,000円	3,216,000円	3,079,000円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自 園 調 理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	1,993,000円	1,205,000円	1,180,000円
	4～5時間	4,254,000円	3,262,000円	3,216,000円
	6時間以上	4,951,000円	3,754,000円	3,687,000円
そ の 他 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,176,000円	2,716,000円	2,669,000円
	6時間以上	3,689,000円	3,025,000円	2,958,000円



エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
調 理 等	2～3時間	747,000円	397,000円
	4～5時間	1,966,000円	1,360,000円
	6時間以上	3,252,000円	2,390,000円
そ の 他 等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,555,000円	1,693,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

		<p>イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）</p> <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>300,000円</td> </tr> </table> <p>※1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。</p>	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	200,000円	2時間以上	300,000円	
延長時間区分											
30分	150,000円										
1時間	200,000円										
2時間以上	300,000円										
実費徴収に係る補足給付を行う事業（別添3）	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 給食費（副食材料費） 生活保護世帯に属する児童（※）1人当たり月額 4,500円 ※ 1号認定に限る</p> <p>2 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯に属する児童1人当たり月額 2,500円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（別添4）	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費								
放課後児童健全育成事業（別添5）	放課後児童健全育成事業（特定分）	<p>1 放課後児童健全育成事業費 （1）年間開所日数250日以上 ア 基本額（1支援の単位当たり年額） （ア）構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,424,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×26,500円 （イ）構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,706,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） ×26,000円 （ウ）構成する児童の数が36～45人の支援の単位 3,706,000円 （エ）構成する児童の数が46～70人の支援の単位</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費								

	<p>3,706,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）  ×30,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）  （年間開所日数－250日）×15,000円  （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）  (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)  「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均  時間数×292,000円  (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）  「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 ×131,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例  分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）  (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,267,000円  (イ) 構成する児童の数が1～19人の施設 945,000円</p> <p>イ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）  平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」  の年間平均時間数 × 292,000円</p> <p>※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助につい  ては以下のいずれかに該当する場合のみ行う。  ・山間部、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合  ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要が  あると厚生労働大臣が認める場合</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1  月とする。）が12月に満たない場合には算定された基準額に「事  業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	
	<p>2 放課後子ども環境整備事業費（1事業所当たり年額）  (1) 放課後児童クラブ設置促進事業  ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月  21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通  知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3  (1) ③に定める事業を実施する場合</p>	<p>放課後子  ども環境  整備事業  の実施に  必要な経  費</p>

	<p style="text-align: right;">8,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開設前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">7,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">7,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合</p> <p style="text-align: right;">2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合</p> <p style="text-align: right;">5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業</p> <p style="text-align: right;">1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業</p> <p style="text-align: right;">3,000,000円</p> <p>※ 開設準備経費については平成27年度中に支払われたものに限る。</p>	
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業費（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業</p> <p style="text-align: right;">1,712,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p style="text-align: right;">3,080,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p style="text-align: right;">435,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当と</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事

	事業 (一般分)	<p>して従事する職員を配置善 1,539,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 2,831,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>業の実施に必要な給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)</p>
		<p>2 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 1,712,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費</p>
		<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 532,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>
子育て短期支援事業 (別添6)	子育て短期支援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,630円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,720円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>(ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>

		<p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円</p> <p>ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p> <p>※ 平成27年度中に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業 (別添7)	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1) ケース対応会議の開催</p> <p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児・家事援助</li> <li>・ 専門的相談支援</li> </ul> <p> <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right] \times 8,000\text{円}</math> </p> <p>2 1以外の市町村</p> <p> <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業による家庭訪} \\ \text{問数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問} \\ \text{事業の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \times 20\% \right] \times 6,000\text{円}</math> </p>	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費
養育支援訪問事業 (別添8)	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p>	養育訪問支援事業の実施に必要な経費

<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (別添9)</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p>	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組  (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講  <span style="float: right;">受講人数 × 80,000円</span>  (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講  <span style="float: right;">受講人数 × 80,000円</span>  2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組  <span style="float: right;">1 市町村当たり 3,000,000円</span>  3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組  <span style="float: right;">1 市町村当たり 660,000円</span>  4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組  (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合  <span style="float: right;">1 市町村当たり 720,000円</span>  (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合  <span style="float: right;">1 市町村当たり 2,520,000円</span>  5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費</p>																		
<p>一時預かり事業 (別添10)</p>	<p>一時預かり事業</p>	<p>1 運営費  (1) 一般型  ア 特別利用保育等対象以外の児童(1か所当たり年額)  (ア) 基本分  ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合。</p> <table border="1" data-bbox="443 1534 1070 1977"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td> <td>1,473,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上900人未満</td> <td>1,580,000円</td> </tr> <tr> <td>900人以上1,500人未満</td> <td>2,840,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上2,100人未満</td> <td>4,100,000円</td> </tr> <tr> <td>2,100人以上2,700人未満</td> <td>5,360,000円</td> </tr> <tr> <td>2,700人以上3,300人未満</td> <td>6,620,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300人以上3,900人未満</td> <td>7,880,000円</td> </tr> <tr> <td>3,900人以上</td> <td>9,140,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特別利用保育者等対象児童を除く</p>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	1,473,000円	300人以上900人未満	1,580,000円	900人以上1,500人未満	2,840,000円	1,500人以上2,100人未満	4,100,000円	2,100人以上2,700人未満	5,360,000円	2,700人以上3,300人未満	6,620,000円	3,300人以上3,900人未満	7,880,000円	3,900人以上	9,140,000円	<p>一時預かり事業の実施に必要な費用</p>
年間延べ利用児童数	基準額																				
300人未満	1,473,000円																				
300人以上900人未満	1,580,000円																				
900人以上1,500人未満	2,840,000円																				
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円																				
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円																				
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円																				
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円																				
3,900人以上	9,140,000円																				

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	1, 331, 000 円
300 人以上 900 人未満	1, 500, 000 円
900 人以上 1, 500 人未満	2, 700, 000 円
1, 500 人以上 2, 100 人未満	3, 900, 000 円
2, 100 人以上 2, 700 人未満	5, 100, 000 円
2, 700 人以上 3, 300 人未満	6, 300, 000 円
3, 300 人以上 3, 900 人未満	7, 500, 000 円
3, 900 人以上	8, 700, 000 円

※特別利用保育者等対象児童を除く

(イ) 基幹型施設加算 1, 010, 000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童 1 人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 400円  
 (イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円  
 (ウ) 長時間加算 100円

(2) 幼稚園型（児童 1 人当たり日額）

ア 在籍園児分

(ア) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

① 年間延べ利用児童数2, 000人超の施設 400円

② 年間延べ利用児童数2, 000人以下の施設

$(1, 600, 000円 \div 年間延べ利用児童数) - 400円$   
 （10円未満切り捨て）

(イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円  
 (ウ) 長時間加算 100円

イ 在籍園児以外の児童分

(ア) 8 時間以下の利用 800円  
 (イ) 長時間加算 100円

※ 公費支援の総額（1 施設当たり年額）は、9, 140, 000円を上限額とする。

(3) 余裕活用型（児童 1 人当たり日額） 2, 100円

(4) 居宅訪問型（児童 1 人当たり日額）

利用時間 4 時間以上 8, 200円  
 利用時間 4 時間未満 4, 100円



		<p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。</p> <p>※ (2)は一般型に限る。</p>	
地域子育て支援拠点事業（別添11）	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 常勤職員を配置した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">3～4日型 4,814,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">5日型 7,453,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">6～7日型 7,948,000円</p> <p>※「3～4日型」については非常勤職員を3名配置した場合に適用</p> <p>※「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1</p> <p>(5) ③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>(イ) 非常勤のみを配置している場合</p> <p style="padding-left: 40px;">3～4日型 3,583,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">5日型 4,386,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">6～7日型 5,189,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組</p> <p style="padding-left: 40px;">3～4日型 1,230,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">5日型 3,070,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">6～7日型 2,760,000円</p> <p>(イ) 地域支援 1,224,000円</p> <p>(2) 出張ひろば 1,361,000円</p> <p>(3) 小規模型指定施設</p> <p>ア 基本分 2,598,000円</p> <p>イ 加算分 1,363,000円</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

		<p>(4) 連携型</p> <p>ア 基本分</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>3～4日型</td> <td style="text-align: right;">1,696,000円</td> </tr> <tr> <td>5～7日型</td> <td style="text-align: right;">2,662,000円</td> </tr> </table> <p>イ 加算分</p> <p style="text-align: right;">440,000円</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 改修費等 1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。</p>	3～4日型	1,696,000円	5～7日型	2,662,000円																							
3～4日型	1,696,000円																												
5～7日型	2,662,000円																												
<p>病児保育事業 (別添 12)</p>	<p>病児保育事業 (特定 分・事業費)</p>	<p>1 病児対応型（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 基本分 2,417,000円</p> <p>(2) 加算分</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年間延べ利用児童数</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上 50人未満</td><td style="text-align: right;">504,000円</td></tr> <tr><td>50人以上 200人未満</td><td style="text-align: right;">2,518,000円</td></tr> <tr><td>200人以上 400人未満</td><td style="text-align: right;">4,280,000円</td></tr> <tr><td>400人以上 600人未満</td><td style="text-align: right;">6,294,000円</td></tr> <tr><td>600人以上 800人未満</td><td style="text-align: right;">7,804,000円</td></tr> <tr><td>800人以上 1,000人未満</td><td style="text-align: right;">9,818,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上 1,200人未満</td><td style="text-align: right;">11,832,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上 1,400人未満</td><td style="text-align: right;">13,846,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上 1,600人未満</td><td style="text-align: right;">15,860,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上 1,800人未満</td><td style="text-align: right;">17,874,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上 2,000人未満</td><td style="text-align: right;">19,888,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上</td><td style="text-align: right;">21,902,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 普及定着促進費（開設準備経費）</p> <p>ア 改修費等 4,000,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</p> <p>※ ア及びイとも平成27年度中に支払われたものに限る。</p>	年間延べ利用児童数	基準額	10人以上 50人未満	504,000円	50人以上 200人未満	2,518,000円	200人以上 400人未満	4,280,000円	400人以上 600人未満	6,294,000円	600人以上 800人未満	7,804,000円	800人以上 1,000人未満	9,818,000円	1,000人以上 1,200人未満	11,832,000円	1,200人以上 1,400人未満	13,846,000円	1,400人以上 1,600人未満	15,860,000円	1,600人以上 1,800人未満	17,874,000円	1,800人以上 2,000人未満	19,888,000円	2,000人以上	21,902,000円	<p>病児保育事業の実施に必要な経費</p>
年間延べ利用児童数	基準額																												
10人以上 50人未満	504,000円																												
50人以上 200人未満	2,518,000円																												
200人以上 400人未満	4,280,000円																												
400人以上 600人未満	6,294,000円																												
600人以上 800人未満	7,804,000円																												
800人以上 1,000人未満	9,818,000円																												
1,000人以上 1,200人未満	11,832,000円																												
1,200人以上 1,400人未満	13,846,000円																												
1,400人以上 1,600人未満	15,860,000円																												
1,600人以上 1,800人未満	17,874,000円																												
1,800人以上 2,000人未満	19,888,000円																												
2,000人以上	21,902,000円																												

	<p>2 病後児対応型（1か所当たり年額）</p> <p>(1) 基本分 <span style="float: right;">2,006,000円</span></p> <p>(2) 加算分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年間延べ利用児童数</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td style="text-align: right;">401,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td style="text-align: right;">2,207,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td style="text-align: right;">3,109,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td style="text-align: right;">5,015,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td style="text-align: right;">6,820,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td style="text-align: right;">8,726,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td style="text-align: right;">10,632,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td style="text-align: right;">12,538,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td style="text-align: right;">14,443,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td style="text-align: right;">16,349,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td style="text-align: right;">18,255,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上</td><td style="text-align: right;">20,160,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 普及定着促進費（開設準備経費）</p> <p>ア 改修費等 <span style="float: right;">4,000,000円</span></p> <p>イ 礼金及び賃借料（開設前月分） <span style="float: right;">600,000円</span></p> <p>※ ア及びイとも平成27年度中に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型（1か所当たり年額） <span style="float: right;">4,310,000円</span>  （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  2,150,000円）</p> <p>4 非施設型（訪問型）（1か所当たり年額） <span style="float: right;">6,882,000円</span>  （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  3,441,000円）</p>	年間延べ利用児童数	基準額	10人以上50人未満	401,000円	50人以上200人未満	2,207,000円	200人以上400人未満	3,109,000円	400人以上600人未満	5,015,000円	600人以上800人未満	6,820,000円	800人以上1,000人未満	8,726,000円	1,000人以上1,200人未満	10,632,000円	1,200人以上1,400人未満	12,538,000円	1,400人以上1,600人未満	14,443,000円	1,600人以上1,800人未満	16,349,000円	1,800人以上2,000人未満	18,255,000円	2,000人以上	20,160,000円	
年間延べ利用児童数	基準額																											
10人以上50人未満	401,000円																											
50人以上200人未満	2,207,000円																											
200人以上400人未満	3,109,000円																											
400人以上600人未満	5,015,000円																											
600人以上800人未満	6,820,000円																											
800人以上1,000人未満	8,726,000円																											
1,000人以上1,200人未満	10,632,000円																											
1,200人以上1,400人未満	12,538,000円																											
1,400人以上1,600人未満	14,443,000円																											
1,600人以上1,800人未満	16,349,000円																											
1,800人以上2,000人未満	18,255,000円																											
2,000人以上	20,160,000円																											
病児保育事業 （特定分・低所得者）	<p>1 低所得者減免分加算（病児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 <span style="float: right;">5,000円 × 年間延利用人員</span></p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 <span style="float: right;">2,500円 × 年間延利用人員</span></p>	病児保育事業の実施に必要な経費																										

	減免分加算)	<p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減免分加算（病後児対応型）</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>											
	病児保育事業（一般分）	<p>1 病児対応型 改善分（1か所当たり年額） 利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,417,000円</p> <p>2 病後児対応型 改善分（1か所当たり年額） 利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,006,000円</p> <p>3 体調不良児対応型（1か所当たり年額） 4,310,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,150,000円）</p>	病児保育事業の実施に必要な経費										
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	<p>1 運営費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1" data-bbox="443 1776 1070 2018"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人～99人</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>100人～299人</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>300人～599人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>600人～999人</td> <td>4,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会員数		50人～99人	1,800,000円	100人～299人	2,000,000円	300人～599人	2,800,000円	600人～999人	4,000,000円	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に必要な経費
会員数													
50人～99人	1,800,000円												
100人～299人	2,000,000円												
300人～599人	2,800,000円												
600人～999人	4,000,000円												

センター 事業) (別添 13)	センター 事業)	1,000人～1,499人	8,100,000円																
		1,500人～1,999人	12,100,000円																
		2,000人～2,999人	16,200,000円																
		3,000人以上	20,200,000円																
<p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10か所以上 10,100,000円</li> <li>・10か所未満 支部数×1,000,000円</li> </ul> <p>(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算 360,000円</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1"> <tr> <td>預かり等の利用件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>～59件</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>60件～119件</td> <td>2,400,000円</td> </tr> <tr> <td>120件～199件</td> <td>3,800,000円</td> </tr> <tr> <td>200件～299件</td> <td>5,700,000円</td> </tr> <tr> <td>300件～399件</td> <td>7,700,000円</td> </tr> <tr> <td>400件～599件</td> <td>10,500,000円</td> </tr> <tr> <td>600件以上</td> <td>14,500,000円</td> </tr> </table> <p>イ 加算分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 近隣市町村会員受入 1,000,000円</li> <li>(イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る） 4,000,000円</li> </ul> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 400,000円</p> <p>2 開設準備経費（1市町村当たり年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 改修費等 4,000,000円</li> <li>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円</li> </ul> <p>※ (1)(2)とも平成27年度中に支払われたものに限る。</p>				預かり等の利用件数		～59件	1,800,000円	60件～119件	2,400,000円	120件～199件	3,800,000円	200件～299件	5,700,000円	300件～399件	7,700,000円	400件～599件	10,500,000円	600件以上	14,500,000円
預かり等の利用件数																			
～59件	1,800,000円																		
60件～119件	2,400,000円																		
120件～199件	3,800,000円																		
200件～299件	5,700,000円																		
300件～399件	7,700,000円																		
400件～599件	10,500,000円																		
600件以上	14,500,000円																		

